



考古雜考

八

リ 4  
4880



門八管3  
號 631  
卷

門 4880  
號  
卷



洞津考

邦風や伊勢國を考せしまはるるに於て是れ  
くまりの國に………  
四代に傳ふるに付あり………  
かりに傳ふるに不顯政問傳………  
………  
………  
………  
………

明治四十一年三月四日  
市島館長 氏啓



あの津小島へ傳させ侍らうそねうり破や  
うらふそやう路ありらうは津の志とせうう高  
うらふれをうや物式の文よあのかの代への初あも  
多うらき伊勢津老の依事のかう鏡雄老領  
きしとめん古ま文書うらふ侍らうきをねう今ふ  
あごをうらふ邑も侍らううらうのうらあん  
伊勢朝臣を護せうらう若け所を志せうう國  
のあまねく志せううらうあねはうらううらうらうらう

あしのかの印護の朝臣は天の國常立の津商あり  
うら天日別命の後ありうら天日別よこらう子あり  
うら鏡百古名雄はうらふの度會うらうらう天  
うら鏡いらいの郡志うらうきうらうあふ朝々世別  
あうらう其高伊勢の朝臣にありうらうあ  
津ふの印護う回送うらう又あふ日古大山  
磯のあふあうらううらう水と侍らうあ濃津  
ありあ何うらうらうらうらうらう伊勢守継蔭

う記ふを洞津と云り其書やこころらんかゝ國の  
人のこころれあが伊勢は洞津ありまやと云り  
しう実けさるるうううあの一社のさふあの一  
塚とて作り是ハ國の圖帳し一民のけさふ  
あしきしう母勝尔の塚とてあまのせぬと  
りふふさあさるるもあし一とあ人もさるる  
さるるああさるる所あしぬさるるあさるる  
敵のせうしけさるるあさるるあさるるあさるる

とてさるるあさるるあさるるあさるるあさるる  
さるるあさるるあさるるあさるるあさるる  
又たさるるあさるるあさるるあさるるあさるる  
あの一勝尔さるるあさるるあさるるあさるる  
林やさるるあさるるあさるるあさるるあさるる  
あさるるあさるるあさるるあさるるあさるる  
あさるるあさるるあさるるあさるるあさるる  
あさるるあさるるあさるるあさるるあさるる  
あさるるあさるるあさるるあさるるあさるる

りたるはくあはれはの起る人し海をんを  
は例の事のおろろあはれはの起る人し海をんを

あ亞槐文月窓源親房書

右本借交中後家本字之能全可祐延印宛

天正之年二月 左申拍判

右准后親房卿洞津考一冊墨付三葉以  
興先堂之本書寫之技合畢

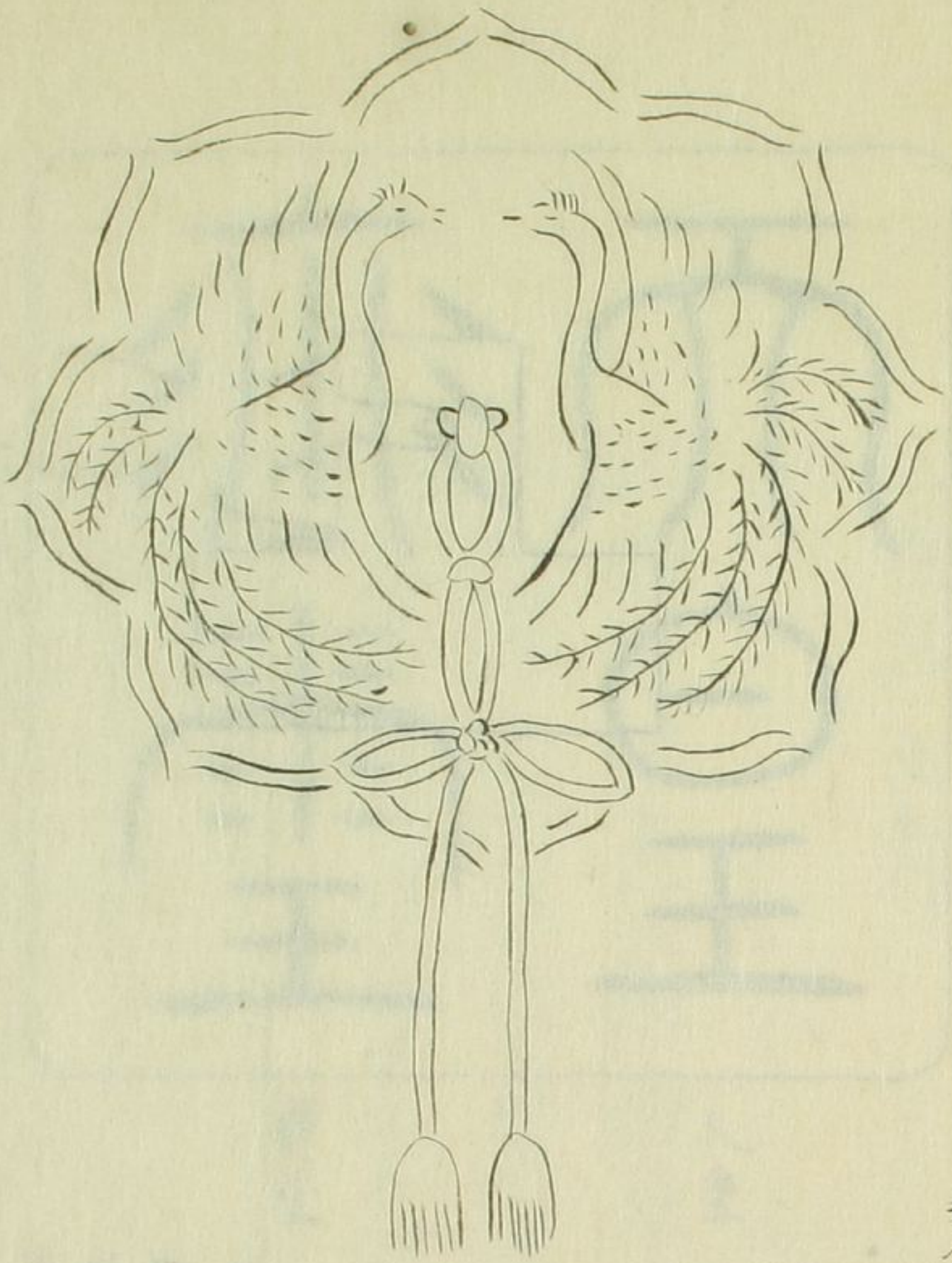
言保辛亥九月

松崎義克記

三種神皇考



此書... 神皇... 三種... 考... 卷之三

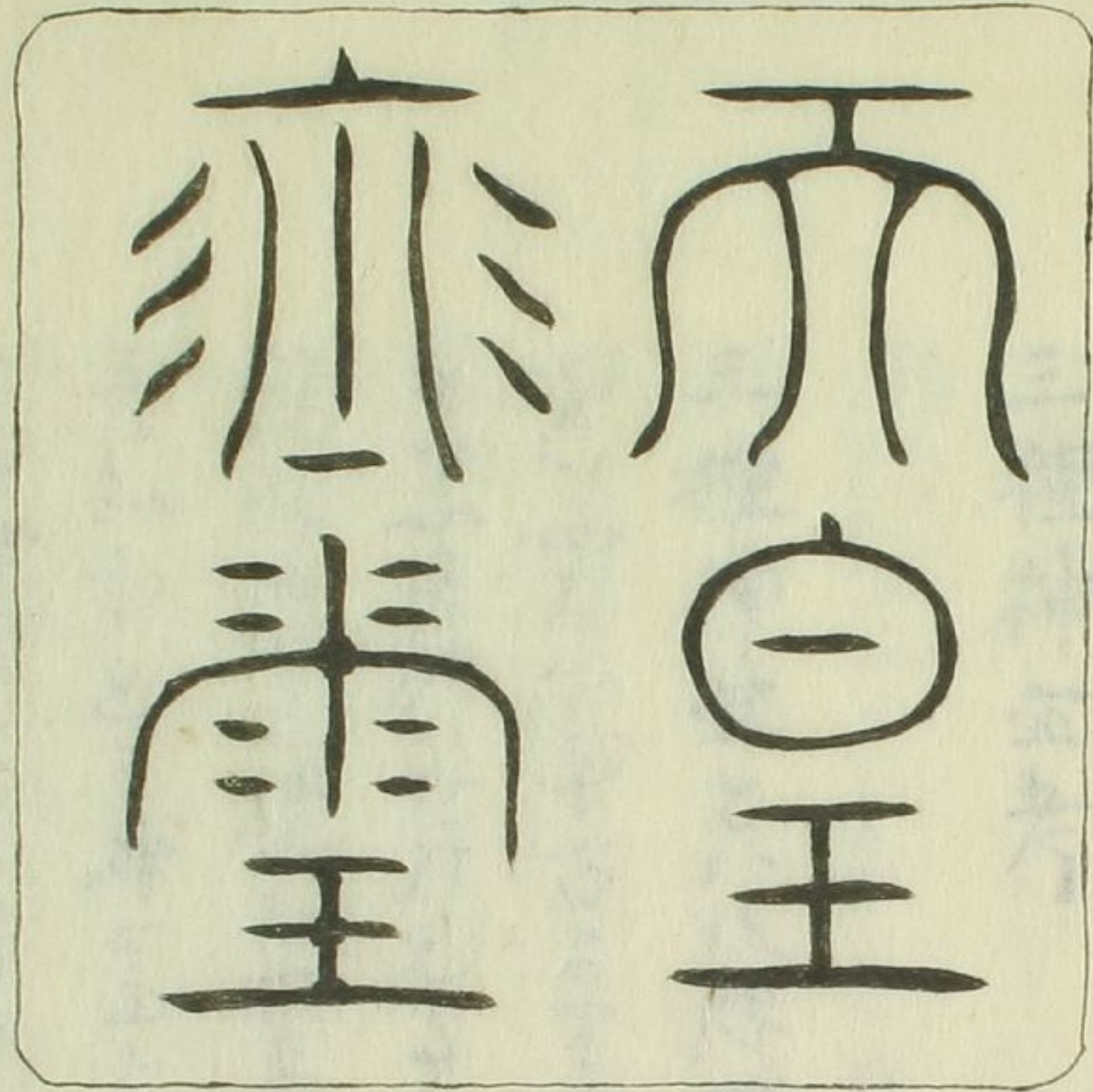


この鏡の裏なり表のふたつに古語拾遺に日像の鏡とあり  
あるはあまのつら

装束図繪所載八花形鏡之図

ロシワタシ一尺五寸

古代の鏡をみまうる  
負のものなりより  
此図はこゝに載るる  
善光寺の近山より  
いでたる石棺より  
あり古鏡もその  
このやみとるなり  
なりと信濃人の



寶璽

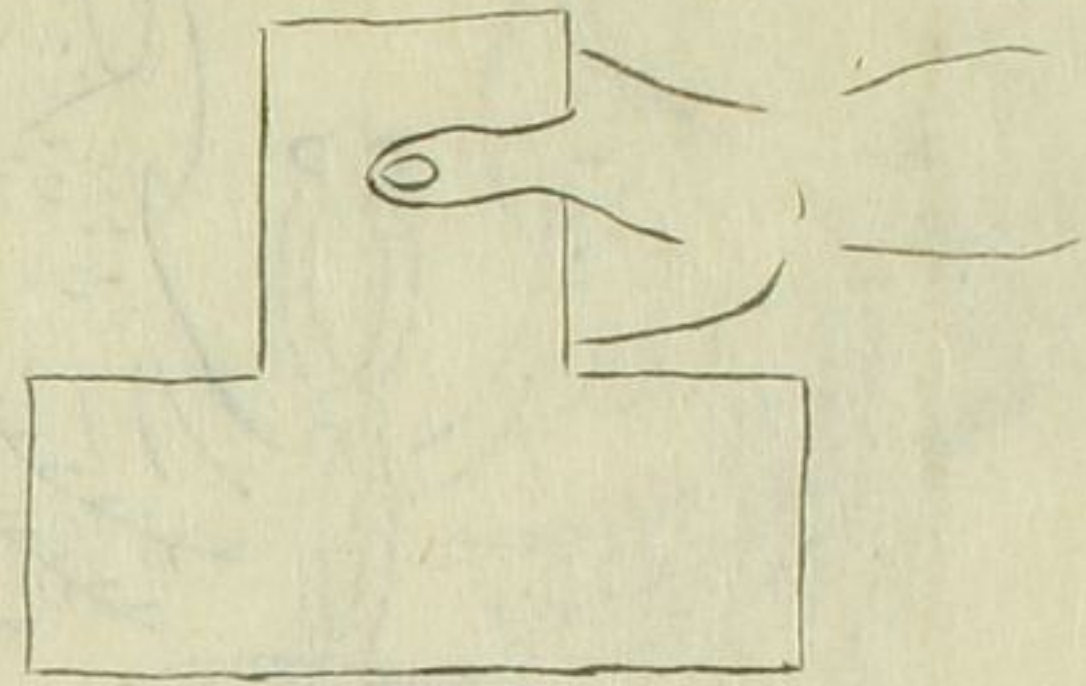
天皇

樋口秘記所載御請  
印章之図

予藏書の皇国古印  
譜もあれくのと  
たうそれよあこの不  
あといとおふれと  
くくくーれい樋  
口秘記なるをのみ  
此を以

樋口秘記所載

御請印おやの図

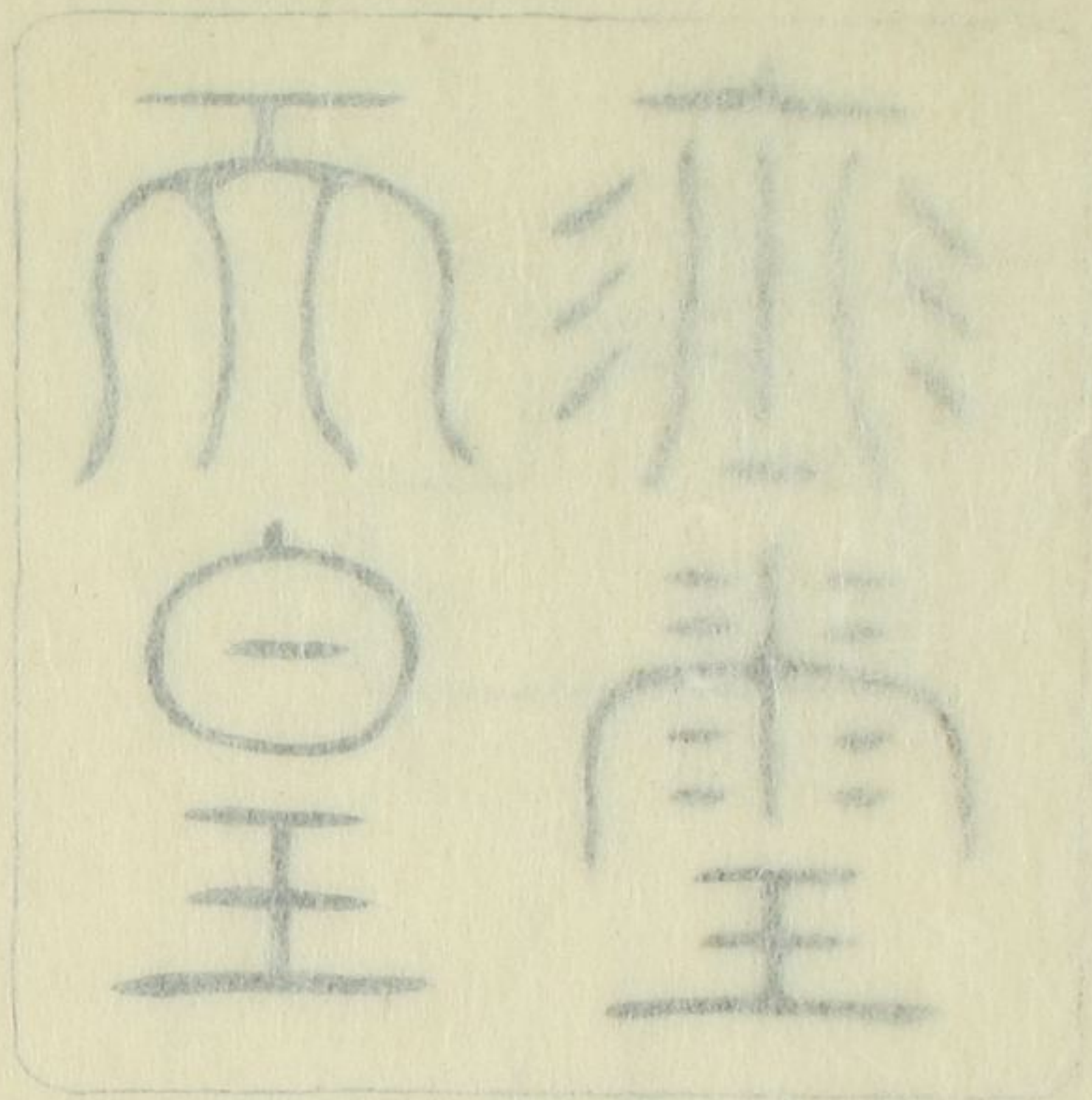


信州善光寺  
もてほうりて  
りる石棺よ  
甲りてくる曲  
玉の図



此者の色ハ館のこくもて  
さるる穢石に似ていとあ  
たまものなきを





天皇

神皇正統記  
卷之四 神武天皇  
神武天皇御宇

三種神宝考

三種神宝とは八咫鏡、草薙劍、八坂瓊曲玉の三種  
をいふなり、中古より曲玉といふ字は、こゝえとて、神璽  
といふ字は、み所見するをいといふなり、古書と考ふるに  
鏡、劍玉の二種は、古事記、日本紀に於ほらのものよその  
号みわとせ、神牛玉といふこと、とあり、みえひや、中古  
より神璽といふ号りののみえて、後のものよといとぬふ  
くのせ、ふよいとまぬ、抑この白璽も、万葉よ、言璽の  
さへて、ふくよ言璽のしきくくよなとよといひて、文

古書に神玉の文字な  
つてみえぬとあるは神  
代卷に古語考遺なるは天  
玉の字ありといふは印の  
ことよりひするは神玉  
種の神玉のことと天玉  
とよつて印せしこと  
えてはるることより  
なり

古語考遺に三種神玉と  
ありしをいひしなり

字と子とのれくつて古語考遺に續言續もてゆくなり  
れを神代より神玉のあることなり  
岐而能統經曲即太子亮道推郎子師焉八十月年直  
云王仁未之則太子亮道推郎子師之習諸曲籍於王  
仁之云これよりみつるは文字のことと書籍のことと  
くみえぬこととみえぬことと文字なりれを印のなす  
なり古事記皇孫降云於是副賜其遠岐斯八尺勾  
璽鏡及草薙劍云云神代卷下の皇孫云故天照大  
神乃賜天津彦彦火瓊杵尊八坂瓊曲玉及八志  
鏡草薙劍三種宝物云有職釵之神玉之支云八  
坂瓊曲玉トモ号シ奉ル也云とみえぬ神玉と  
八曲玉のこととえりし中古よりのこととて宝物なり

印のこととや令よみ  
えられしものとの  
もあつたの印は  
言の字も令職  
なり

このひれくつてよひれ  
草因考よこのこと  
くみえぬことと  
ひきかへるること  
式令よ所謂天子神玉云古  
実於要之大全云神玉天子内外ノ印也内印ハ方三寸五分以上  
位記及諸国ニ下ス公文ニオス外印ハ方二寸半六位以下ノ位  
記及太政官ノ文書ニオス中天子ノ印ハ國家ノ珍寶故ニ常ニ  
藏司ニ納メテ不出云云種口秘記ハ天子の印あり又予の秘藏  
の皇國古印譜ありはかかくのそとをあまのそとにけりし  
れハ種口秘記ハ載るることのみありしなり  
さてこの八坂の八志の切坂瓊曲玉と眞明玉のこと  
曲玉はよるなりとめるよるなりとおれりしなり  
信濃国人曰善光寺のほりしもの山よりあつるなり  
ほりしなりとちりし曲玉とせりし外ありハ

三種神玉考

花形の鏡よりしてむされとそのくせよ人の死め  
よするものいさしよみえさしなり

衣ののりよ玉よ  
こと古代の風俗なり  
事記日本伝とて  
ま

人よ奔り石棺といふことあり  
けむまをよまのいさしよみえさしなり  
よまのいさしよみえさしなり  
てこもんなるこひそつよまのいさしよみえさしなり  
棺のこと  
ハ神世の曲玉とてこれよりしてそのまをよまのいさしよみえさしなり  
玉鏡なるといふことあり  
ことありこれに信曲なるといふことあり  
ことなけれはこれよりしてそのまをよまのいさしよみえさしなり  
紀は考ふるよ景行紀云天皇之男女前後并八十子神皆封  
國即各如其國故当今時謂諸國之別者即其別王之苗  
裔高皇とあれはこれの別王の御所と納めたる所ありや

あむ八咫鏡とて八咫を借字とて八咫の目各言なり  
いさしよみえさしなり  
古実格事云八咫ノ鏡ハ在リハナリ故謂八咫  
の古鏡も八咫あり又装束因籍とのをいさしよみえさしなり  
の信ありとされたることあり  
とてよまのいさしよみえさしなり  
影見のこころなり  
てまのいさしよみえさしなり  
御温明殿白河院仰曰内侍所神鏡昔飛出欲上天  
而女官懸唐衣袖奉引苗依此因縁可官奉守護  
云職原抄後附女官の糸云尚藏一人掌神金云

云又上臈の本よ云、按奉三位、雖為三品、不入夜御殿、  
不取劔蓋也、是傳也、故也、云此神宝者、天子の御座と  
相れ、ところなれ、内侍相なく出入して、中臈之下  
の女房のいらさるゆえり、内侍所とをいふも、さ  
て此鏡の相なき、古実拾要云、村上天皇之記曰、径八  
寸許、云一説三尺四寸、云異本云六尺四寸、云とあれ  
や、さうある、此古語拾遺、石鏡、天神と、つ  
くらえ、又、一より、みゆ、これよりして鏡作と、宝劔の  
号は、神代卷上云、素戔鳴尊の板所、帶十握劔寸、  
斬其地、至尾劔、及、以、缺、故、割、裂、其、尾、視、之、中、有、

一劔、此所謂草薙劔也、云村雲劔とな、い、け、り、ゆ、え  
も、全書分注云、一書曰、本名天叢雲劔、蓋大地、所居  
之上、常有雲氣、故以名、云古語拾遺云、大地之上、  
常有雲氣、故以為名、云草薙と号、り、ゆ、え、景行紀  
日本書、東征云、玉所佩、劔叢雲、自抽之、薙、撰、玉  
の糸分注云、因是得免、故号其劔曰草薙也、云古語拾  
遺云、傳武尊東征之年、到相模、国、遇、野、火、薙、即  
以此劔、薙、草、得、免、更、名、草、薙、劔、也、云皇孫尊、此、草  
原、く、く、り、と、ま、ひ、と、ま、天、逆、大、神、高、皇、產、灵、尊、  
れ、の、之、種、の、神、宝、を、う、り、ま、ひ、り、れ、を、世、々、朝、皇、の

三種神宝考

景行記 駿河國とある  
こゝより

おのむ...  
古事記神代卷古語拾遺  
其事紀神皇正統紀  
云此鏡者專為我御魂而如并吾前伊都伎奉  
之古語拾遺云即勅曰吾兒視此宝鏡当猶視昔  
与同床共殿以為存鏡云云神宝と別所より  
云漸畏其神勢共位  
不安故以天照大神託豐鍬入姫命祭於伊豆  
隨邑云古語拾遺云至十磯城端垣朝漸畏神  
威同殿不安故更令有部氏率石凝姥神為天  
目一面神高一氏更鑄鏡造殿以為護身御金玉是

天照大神八咫鏡  
より

今踐祚之日所獻神宝之鏡叙也云云天照大神の  
伊勢の国子云云  
云云  
伊勢國云云  
是時草薙劍も大神と云云  
草薙劍の原由云云

三種神宝考

此日本武尊東平征伐の件は皇子伊勢の神言と  
おろのみことかみん<sup>皇孫</sup>に倭姫命<sup>皇孫</sup>皇子のよのみ  
えおとーやうなる倭姫命<sup>皇孫</sup>皇子のよのみ  
川けこま<sup>皇孫</sup>東征こととて尾張よつをよまひ宮  
宮姫<sup>皇孫</sup>皇子のよのみおとーやうなる尾張連厚由  
まをさるる皇子のよのみ神劍ととあまをま  
つとさるる皇子のよのみ神代志古<sup>皇孫</sup>志古<sup>皇孫</sup>のれ崇神  
天皇の御世よあらるる鑄<sup>皇孫</sup>よまつたなる鏡劍  
申玉<sup>皇孫</sup>神代志古<sup>皇孫</sup>朝迄よつたはけしを丹永の  
大乱よ安徳を西國へ行幸なりしととをわら

ともいひまのしるるる義元讓位のやま夢  
のつげありて伊勢國よまのれよ<sup>皇孫</sup>志古<sup>皇孫</sup>志古<sup>皇孫</sup>  
のよも南北西朝のよまのれよ南朝のよまのれよとの  
和睦ありて明德三年よ北朝よ遷幸ありてよ  
よのこころ大裡よおとーやうなる有職やよみと  
よを<sup>皇孫</sup>志古<sup>皇孫</sup>志古<sup>皇孫</sup>のよまのれよ志古<sup>皇孫</sup>志古<sup>皇孫</sup>志古<sup>皇孫</sup>  
山行幸記なととよまのれよ志古<sup>皇孫</sup>志古<sup>皇孫</sup>志古<sup>皇孫</sup>  
てささるるやよまのれよ志古<sup>皇孫</sup>志古<sup>皇孫</sup>志古<sup>皇孫</sup>  
おろのみことかみん<sup>皇孫</sup>に倭姫命<sup>皇孫</sup>皇子のよのみ

三種神皇考

文政十一年十一月

大日本國五畿垣内攝津國民部省因帳

西成郡

行程東西二十九里二百步  
南北二十四里百三十步

安良

公穀一千七百六十三束 假粟一千三十六九

代見

公穀一千三百六十六束有 假粟待國司之處分充之

坐<sup>井カスリ</sup>摩大明神 或曰摺

神貢二百三十束所祭之神靈者大酒解小酒解之

二坐也和銅二年三月奉神田加神禮其後中

總應保二年六月以神貢三百束充以豐總式為祝

攝津國民部省因帳

部

元亨二年十月下吏日

下 氏部首

史生源志勝  
史生秦行宗

力更

山并一十才百六十三末

頭乘一十才百六十三

子身

西九段

東九段二十四里白三十步  
西九段二十四里白三十步

大日本國五畿內攝津國民部省國帳

大日本國五畿內攝津國民部省國帳

東生郎行程

東西二十九里二十五步  
南北二十四里自六十步

古市

公穀二千九百六十七束有餘

粟一十五百六十七丸

脫高

味原莊

公穀無貢代 假粟以舊稅充貢代 延長三

五月依洪水欲為荒地國吏藤原兼仍依牧用之

儲避其害

災在善也

酒人保

攝津國民部省國帳



公穀九百六十八束三毛有餘

假粟七百三十有餘丸

其貢者依國司之處多松柏枝葉桑麻燈油之類用  
院領近衛領青蓮院之領者制外之貢代也

元享二年十月下奉旨

下

氏部省

史生 源忠勝

史生 奉行宗

古市

東土御所

東土御所計 東四里百六十步

大日本國五省賦內辨事國為平儀國別

大日本國五省賦內辨津國氏部省回帳

武庫郡行程

二十六里百步  
二十九里百三歩

賀美之兒屋

公穀一千六百七十束

假粟以貢代充其國司

舉奏 去吟

石井莊

公假二貢以海鮮之料令鹽之有無充之故無定

貢

廣田太神

神貢二百五十束神靈少貴名奉蛭兒以右西神

飛津氏評者回帳

為二座相殿大<sup>オホ</sup>己<sup>アサムナ</sup>貴命國韓神也美安三年  
依<sup>イ</sup>築島成就奉殿加大復<sup>ラッパ</sup>祝部卜部信純

國下脫張字平

民部省因給四卷脫簡去<sup>ク</sup>浪而已也但其遺書袖珍  
之一露志也字有職之士暫時尉有服<sup>ノ</sup>平<sup>ノ</sup>

文明二年五月中旬

藤侍中 成信

大日本國東海濱道尾張國

大日本國東海濱道尾張國 何十何標乎

民部省圖帳

葉栗郡 行程東西二十四里 南北二十二里七十步

和名勅尾張 平波國葉栗 利久郡

公穀 一千二百六十八束 九百五十八九六七田

貢松村 柏樟 海鮮 食塩等

虫喰

河沼

公穀 二千二百陸十七束有余

假粟 一千三百九十五九

尾張兵部省圖帳



神名帳大毛  
神社

大毛  
和名

貢粟綿班糸鞍馬具 木竹之工又以牧馬充國司  
之奉

公穀 九百陸十七束有余

假粟 法性寺園殿之田領也故假粟充無粟之貢

大毛川

貢鮫鮭鮎等 官家命國司之史部為乾魚

村園  
和名

公穀 一千陸百二拾束有余

大毛 假粟 實百伍拾壹丸有余

岩栗  
和名

貢鶴鴻鴈鷺鷥 虫食

假粟 陸百陸拾三丸有余 田

突部明神 天武三年二月祭之

神靈者連日命也 由多氏之祭之 神田二十八束

若栗明神 神田三十有餘束 充國司之字 梳和銅二

年所祭 饒速日命也

黒田明神 神田三十五束外以海料食廬為橫貢皇極

天皇 天皇二年三月初行神禮神靈者定比咩余瀬津比

尾張臣部省因帳

咩二座也 久衣家相續以羽使奈之三月上下日

大衆院 持平 持國 寺領 三十九末有餘

後鳥羽院 元曆元年六月源詠法師同基安置自郎文六之金

併

柰樂寺 若采 寺領 四十八末有餘以浦願為實代法然上

不平 人三夏与出之繩室也

後醍醐天皇

元享二年十月下吏日

下臣部省 史生 源志勝 泰行宗

大日本東海陰道尾張國 濱平 二十九標

氏部省圖帳

和名鈔尾張國海部阿未郡

海部郡 行程東西十九里二百步 南北二十三里六十步

新屋御 三 一千五百八十三束 六百二十五丸

貢海料驛馬以半稅充國庸

中嶋庄 和名 八百九十三束有餘 四百七十二丸

神名帳漆部神社

漆部大明神 文德 神田七十二束有餘 仁壽三年二月如再復

實天智天皇三年五月御新遷也所祭之神靈者木華

咲耶比咩也

尾張氏部省圖帳

神名帳宇太  
志神社

國津宇太志明神

神田三十八束有餘 天武天皇元年

壬辰十二月始建宮殿亦未及堀川院寬治六年戊卯加再復

給神境十四圍

萬行寺

寺願三十八束五十餘石

後一條寬仁元年十月惠心僧都同基之地也

安國寺

寺願三十八束

元永元年戊戌行尊僧正修求聞持給為定額寺

出食

築川八幡

正曆之年依

和夢之事而以藤原仲遠

而奉幣帛終給附神田百束自崩山八幡所見遷也

富園明神

有日置之村之村二百步也

長保三年初奉亦名宮殿神靈豐固比咩也

出食

右總數二万三千七十五束有餘

元享二年十月下春史日平

下氏部省

史生

源忠勝  
泰持宗

大日本國西海濱道筑前國兵部省圖帳

野志摩郡

韓良公穀五十二束有餘百六假粟四百六十八石貢粟麻藺

綿海鮮備

久米公穀七百九十六束假粟一千七百六十四束

登志湊假粟六十三束有餘公粟有待出入之廻船送運之

料

明敷公穀九百三十二束假粟九十二石八毛田并以粟麻

之料充地課

雜永公穀九百九十八束假粟五百七十二石有余田

筑前國兵部省圖帳

海料充國司之奉奏

川邊 公穀七百五十六束有餘 假粟八百三十四丸

志麻 公穀六百十三束有餘 假粟五百十二丸海料

充國司之奉

高良王垂宮 神貢五十九束

天祿二年辛未三月依佐理之私造奉神貢所祭玉

垂命也天子年祀武內宿禰荒木田襲津彥為相殿

神貢五十七束有餘田

桓武天皇延曆三年甲子九月依國司藤原易興之奏

大日卷自伊勢國山田原遷御

豐比咩明神 神貢六十八束

淳和天皇天長四年自伊勢國御遷座

光隆寺 寺領二十八束

慈惠大師開基之地也

因恩寺 肥後河國梨光園一度結繩之室也

元亨二年十月下史日

氏部省

史生 源忠勝

史生 泰行宗

右二卷者以舟橋季賢之家本馬之畢

寬永十三年四月十一日二四位上豐後守中原職忠判


武前氏部省因氏

二

千時元録十二年孟冬下旬 光風堂一止軒寫之  
享保十九甲寅仲秋 松崎勘右衛門義克判  
千時文化三丙寅九月下旬以左京人上田百樹本於神園草堂寫之  
青柳晴次種彦判

元亨二の氏致者因謀乃抄九國をうりてせし傳りぬ。中ニ  
後河國鳥渡郡の部ニ其の國志原政の部ニ傳れりて保とあり  
る。最めつゝある地多しに一郡と云ふ大人と云々傳と云ふ  
りてかく様まうりてめりてと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと  
と云ふめりたり

嘉永元年戊申十月

宮崎大門 

カラ

此々地ハ唐泊言浦也浦小田と云由舊記みん申云々也  
も於一村中て小奇と云ふと云ふも今上同日にて三氏の社と此  
地中よて録言せり

ツメ

芥屋波とあり隊形町の地と云ふ見原氏の風土記に此地と  
云々云々と云ふ由記されり云々も亦れも同日にて云々也

七村の由あり云

トシ

今此大原の地と云や志神社又や志山あり見えて云々  
也も借し云々又中寄と云ふ云々由云々也

アカシキ

振井子原桑平野の地と云やアカシキと云ふ云々也  
あり此地の高山と云フキ岳と云もカシキ岳と稱せらるる  
一カの一云ふ者も云々又桑平も云々也と云々也

ケエ

ケハカ子通ひエハヤ子通ひて可やと云一同一と云や  
ケエツカや云々ケエハと云俗言するも云々也

カシ

馬ゆ社の舊記に加波を云ふに六社とありカハと云高  
し云云伯由比初村の地と云伯由カフノミと云田字あり云  
の村と云れ曰く又川もあり云々

シマ

久保子社の地名云々也四子とも序本の方よりと云  
云々云々

京前云部有因張



ノマダ

又寛正三年の銘又まを七比の地ありと云麻下子越又と山と  
と記せる地あり一語をれは志麻下と云ひ一由季礼と云  
ハ情更を刊子玉垂神ハ月神と云成候哉と云とあり  
と親王社おるはまを成候哉と云又まを七比の地ありと云  
ハイツツと云地は鎮座ありト都兼家々の存大御神と花  
樹社記に記せる地ありハ此神ありト云云鎮座ありト云  
れリ

神明

久米平村の古大御神社と神祇及ふにあり記ぬる地  
社あり其地ひよるある神名初古は外宮と云大御  
記せし一六の口と云てまを七比の外子の地ありと云田  
字とあれハ此社ありト云云神老イセ云と云トイ  
ウニカと云

トヨヒ

神祇七上ありと云成てと云記しやれる社ありト昔  
ハイツツ山は鎮座ありト由社親庵よりひびき此地は  
と云ト云成てと云云又親王社の例は一福と六ヶ浦

寺

久米村の枝口と云云と云地あり古代寺院のあり蹟  
ありはまを七比ありト云と云

町考代々後君子のゆ記と云のみ



図

情

考

國  
情  
考

志國考真也

Handwritten text in the right margin, including a small square seal at the top.

十書にありしものなり

にまゝに國帳考とあり

國帳考

大津

延暦  
皇統  
福照

天皇  
桓  
御宇

天平

中山信名曰果後記延暦十五年ノ下ニ八月己卯刺諸  
國地凶事蹟疎略加以年序已久口字闕送宜更令  
作之上ルル勅ハ凶帳ノコト也

此凶帳ハ續日本紀ノ天平十年ニ令天下諸國造國郡凶  
進トアルヲ始ニテヨリ延暦ニ至リ再ヒ其事蹟ヲ委シシ  
メ民部省ニ藏メ置レシ故ニ民部省ノ凶帳トハイヒケル也

此勅ニ地凶事蹟疎略ト有ハ地凶ノ間ニ記メアル事蹟ノ疎十  
ルトイフ意也此凶帳トイフモノ世ニ傳ラズ其具体裁不詳シハ  
ラノ信名カ僻業ニ國郡ノ凶有ニ其間々郡縣ノ隣示并粗稅  
貢賦ノコトナト詳ニ載タル者ト見エタリ延暦ノ勅ニ地凶事

凶帳考

一

讀之云トアルト取源抄兵部省ノ條ニ又有凶悞國郡廢示  
載以明白謂之兵部省凶悞トアルトヲ考合テ可見ナリ  
取源抄古本ノ首書ニ凶悞ト諸國ノ指凶也百餘卷有  
トミエタリ思フニ和名抄ノ郡郷ノ條ハコト凶悞ニヨリテカ  
ハレシモノナルベシ

元亨  
後醍醐天皇  
御旨

元亨ノ凶悞ト云モノニモ凶ヲ載セタランニ一折見モ有ナシナルニ  
具凶ハ今ノ世ヨリ昔ノサマヲ接シ得シハイト難キワサナシハト載  
モノ也其上郷ト庄ト同シサマニ記公教某東假粟某九ト載セ  
タリヲ全ク杜撰ノ證也ト云シソレハ庄ハ貢ノコトキ地ナシハ也又神  
社佛寺ノ領ヲ神田某東寺領某東ナト記セルモノイカニヤ國ノ正

税ナトニアラル、モノゴソ末ヲモテカソフルナラヒナシ斯ク奇ヲ  
レテアラシ田地ヲハ所段ヲ以テ數フル定メ也昔モ其法ナルコト  
トニ元亨ナトノ頃ハ神佛ノ田ヲ末モテイフコレハアラヌコト也凡鍾  
倉石大將殿武家ノ與サシテヨリ公家ハヤウヤク衰ヒ行テ回  
々モ大カク武家ノモノ、如ク成タシハ元亨ノ頃ニ至リテハ昔ノ  
一統ノ世ノ如ク凶悞ナト撰ハルキホトノコトハアルマシキ也外  
記ノ日記ヲサエ記シ得サリシニテ思ヒ可併也

武家ニテコソ郡郷庄保アイワス米穀ヲアテ取タシハ太田文  
凶田悞ノ類ヒモツクラレタル也

疑ハリモノナキ舊々作ナリ

凶悞考

中山信名、小川修理カ叔、六ノ五野宣明、イノリキ

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

常陸國太田文田數考

嘉元四年八月十日常陸國田文一冊

佐竹殿  
所藏

大保八丁四

年五月廿七日水戸地林法石川老先生揮筆して

示し給ふるに、六月廿日捧戴并閱し、謹て其田文、此田數

と算計され、凡通計八千六百餘町あり、愚の考より、今

く常陸地田數もつて、是より較ぶる時、田文より載甚少

と疑ひ、因て復さきに、東定子啓書、示し、のり、税子文

書、此太田文の田數と較ぶれば、税子文書に載の田文、嘉

元地田數より多し事二千町あり、但此太田文を弘安二年作田

惣勘文大略注進、延文六年五月三日寫進、覽すと見え

常陸國太田文田數考

壹

弘安  
後二年  
御宇

嘉元  
後二年  
御宇  
弘安  
後二年  
御宇

延文  
後光嚴天皇  
仁福  
南朝正平  
十二年  
三月

りともつてひつと推せ給延文を嘉えたり五十日あり  
弘安の嘉之此系二十年あり信る延文は太田文其初  
脱開ありて全の寸今之る其開きると推し其田教一  
萬二千町とありしやれ

常陸國越社文書文永十一年六月 弘安二年の大書會用  
為土年

途段別冬并米と云ふ言の文建久以後新立社園  
并公田貞敷寺委可令注進言上と云ふ言一馬按多嘉  
元延文の時此御例よりして大田文注進ありしは然れ  
とも當時此やう大塚杭下は氣在と云ふと時與下屋  
さうけ其取空柄と云ふは、ゆて取其任と云ふ事

建久  
後鳥羽天皇

あつたはるあつたはる此諸家初領の田教二家へ注進する  
もの多くぬ時此田教と云ふすたは、赤付堂に傳ふる田教  
のみこれと云ふ建久以後此地頭の領地或新向の田并御  
折の田等より致るもの志詳に記し得るものは大塚家  
此のさしあつたはるまゝ欲すとも當時これと正しこれと明白  
する言は海へんや日代加賀守辰まさ言せよと云ふもの  
しや否

何某君惠示しつる但馬國大田文豊後國田代の二  
書より載れし語めしものと常陸田文はよくいめしものと  
較ぶるかのいふ事や是は最祖あり

常陸國大田文田教考

或

後小松天皇  
西戸

常陸田文とある。疑は私領此田と載る。唯大塚家税  
而承代より戦平一木より田のことに考へる。此れは  
れらる。私領の田いくくありしや。得てゑる。うら  
大塚夜不る。此田を片斬り祖税と稱す。田數の  
ありし。新子の事。税不文書。應永四年八月。空同孫三  
郎家朝言。上常陸國空同郡十二ヶ所。石井郎半分事  
分註。残半分者。片斬り不と。える。あり。是。今。此。片斬  
私領入。文。此地。相似。もの。あり。ぬ。空同郡。と。此。田。文。不  
裁。片。庭。二十三。下。九。又。三百。歩。石。井。第。四。下。九。段。大。玉。柄  
十一町。一。又。小。あり。は。是。片。斬。り。の。田。あり。し。

嘉元  
後二條天皇

延文  
後光嚴天皇  
南朝  
十二年  
二月

又北郡の内横山尾の田。嘉元延文の二書。共。其。田。大。と。は。の  
り。茂。し。大。極。ま。麻。呂。文。書。大。ト。云。四。六。十。歩。と。注。せ  
り。是。和。三。十三。束。今。此。田。割。と。獲。る。と。記。す。考。時。の。田。今  
よ。れ。よ。う。す。し。し。と。し。り。く。せ。し。と。り。る。田。と。も。つ。て。す。る  
と。手。村。名。に。れ。し。う。り。一。事。あり。と。も。也。是。極。ま。大。に。す  
た。尾。村。に。ある。御。料。不。此。外。此。田。に。私。領。を。承。許。す。あり  
し。と。し。其。私。領。地。分。未。證。と。得。ん。  
田。文。に。載。る。ま。の。田。一。尾。一。十。町。に。極。す。る。は。當。時。一。國。中。の  
田。額。四。分。に。一。ある。物。也。

延喜式常陸國田數四萬二千廿八町  
常陸國大田文田數考  
引  
甲  
尊  
冬

拾苾州六四萬九十二町六段百十二步

同常陸國廿官十一田數の下正公各五十萬束

愚按古書字傳一誤リあるありす正公も正稅

乃あやまりあるるれ若たかり郡より輸す正

稅稻五十束と田一段とすそは從ひいれ正稅五十萬

束と上郡のふ五百五十萬束此田代ハ昂一萬一千

町あり因てたす此常陸地田文ハ正稅の稻輸すところ

乃田代のをもと大極家稅千家取高千とるまゝと載

るぬあると

大正軍記太閤御檢地常陸國五十四萬石 農政院  
右引之

慶長  
後陽成天皇  
御宇

常陸水戸封内増井正宗寺古書藏慶長七年

田口御繩之時七十五萬三千六百石常陸十一郡之高

右同書 節用集下載田高同之

按すこは延喜式此田數四萬二千町是今此田割より

ハ此田高より四十二萬石成屋ハ延喜と計ること六萬

太閤の御時の田高五萬四千町ある也ハ未甚田數ハ

け増より多くあり今此田代ハ五つハ延喜

此一倍より八八九十萬石と成りて倍くあり此御新

私領のふ入米四十四萬斛あると云ハ此田代則二萬二

千町あり然らハ延喜の一倍又延文太田文の田數ハ一倍

常陸國太田文田數考

三

延喜  
醍醐天皇  
御宇



といふころは適等す蓋喜之の田數に固より是文の  
田數より少く載るとゆつて愚論よりいふに一庶幾  
ハ強て拘泥して同一事とすべからざる也

今此國に諸侯此封内に入らずあるは是ハ新あり是前  
代大極家税千家取半を以て此新に相同しきもの  
蓋今此國の中御所祿領此田より輸すに此所年貢  
并諸賦相併しれ米の全數と田代より一畝高一千  
石此處の田五十町より某村某郡是は準一六百通  
計するに其田二萬二千町此處後より半にすべし此  
事今此用を看るに是は此の田と傳人此

刺請ふとせしめられあるはあつとすといふ

老君の東宮君より御座とすは是示しぬ  
其田萬一は報ひする人と思梅と述ゆつて備電覽  
願命此序に於かれ訂正といふはこれに女信と云  
れりは記す千時よりいふ

老君七月六日世と辭しぬ五七日より日あること  
の思惶頓るべくして神靈も云ふ人より

小子  
信  
信

東宮君の  
常陸國大田又田數考

伍拾

安政五年戊午二月日寫

大津明齋

薩摩藩主 大津明齋 御筆

